

西宮市消防通信運用要綱

【沿革】	平27. 3. 30	西消局通達第21号	〔全部改正〕
	平27. 11. 20	西消局通達第2号	〔第1次改正〕
	平28. 3. 30	西消局通達第13号	〔第2次改正〕
	平30. 3. 20	西消局通達第12号	〔第3次改正〕
	平31. 2. 19	西消局通達第12号	〔第4次改正〕
	令2. 3. 30	西消局通達第15号	〔第5次改正〕
	令3. 11. 15	西消局通達第3号	〔第6次改正〕

西宮市消防通信管理要綱（平成10年西消局通達第3号）の全部を改正する。

目次

- 第1章 総則（第1条－第3条）
- 第2章 運用（第4条－第28条）
 - 第1節 災害通報の受信（第4条－第6条）
 - 第2節 出動指令（第7条－第12条）
 - 第3節 無線通信等（第13条－第23条）
 - 第4節 一般業務通信（第24条－第28条）

- 第3章 記録（第29条－第31条）
- 第4章 保守管理（第32条－第40条）
- 第5章 訓練、研修（第41条・第42条）
- 第6章 帳票（第43条）

付則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 西宮市消防通信規程（平成26年西消局訓令第10号。以下「規程」という。）

第21条の規定に基づき、消防通信の運用について必要な事項を定める。

（用語）

第2条 この要綱に定める用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 有線電話設備 電気通信事業者（自治体衛星通信機構を除く。）の回線を利用した電話設備及び携帯電話をいう。
- (2) 無給電補助受付装置 給電を必要とせず、直接119番の音声通報を受信することのできる装置をいう。
- (3) 位置情報通知システム 西宮市消防局が受信した119番通報について、必要に応じてその発信位置等に関する情報を取得することができるシステムをいう。

(4) 車両運用端末装置

消防緊急情報システムを構成する機器で、車両に積載し、出動指令情報を受信するとともに動態情報や位置情報等の送受信を行い、各種情報を閲覧することができる装置をいう。

(消防指令室への出入り)

第3条 消防指令室は、通信施設を保護するために、室内の温度を一定にするほか、出入りに際して、砂等が入らない、又はほこり等が発生しないように注意しなければならない。

2 消防指令室は、常に整理整頓に努め、みだりに指令課員以外の者を入室させてはならない。

3 指令課員以外の者が消防指令室へ入室しようとするときは、指令課員の許可を得なければならない。

第2章 運用

第1節 災害通報の受信

(災害通報の受信事項)

第4条 規程第12条及び第13条に規定する災害通報の受信時における必要な事項は、別表第1のとおりとする。

(災害通報の受信時の留意事項)

第5条 通信指令員は、災害通報の受信に際し、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 状況が緊迫している場合、又は通報者が異常に興奮している場合等、前条に定める必要な事項を聴取できないときは、特に災害種別及び災害発生場所を優先して受信するように努めること。

(2) 位置情報通知システムから取得する情報を有効に活用するとともに、次に掲げる事項を厳守すること。

ア 取得した情報は、災害業務以外に使用しないこと。

イ 情報の処理に際しては、通信の秘密を厳守するとともに、通報者等の個人情報保護に努めるよう、細心の注意を払うこと。

(3) 災害発生場所が他の市町（応援区域を含む。）と判明した場合は、前条に掲げる必要な事項を聴取するよう努めなければならない。この場合、直ちに、当該災害現場を管轄する消防本部へ通報しなければならない。

(4) 通報が途絶したときは、必要に応じて、呼び返し等を行うものとする。

(無給電補助受付装置の操作)

第6条 通信施設等の故障により指令台での災害通報の受信が不能となったときは、無給電補助受付装置により119番通報を受信するものとする。

2 前項の事態となったときは、週休者等と呼出し、これに対処するものとする。

第2節 出動指令

(出動指令)

第7条 通信指令員は、出動部隊の編成が完了したときは、直ちに消防部隊の出動及び任務に関する命令（以下「出動指令」という。）を行わなければならない。

2 出動指令を、次の3つに区分する。

- (1) 本指令 指揮本部から発する災害活動に関する命令
- (2) 予告指令 消防部隊の出動に際して、迅速化のために、必要に応じて本指令の前に出される準備命令
- (3) 追加指令 災害活動にかかる支援情報（災害活動を的確かつ安全に遂行するために必要な情報をいう。）を、必要に応じて本指令の後に付した命令（出動指令の要領）

第8条 出動指令を行うときは、原則として消防緊急情報システムを活用するものとし、指令トーン及び予告指令については、別表第2及び別表第3のとおりとするほか、指令要領は、別表第4のとおりとする。

2 移動業務中の移動局に出動指令を行うときは、前項のほか、必要に応じ無線指令及び携帯電話等による指令を行うものとする。

（例外措置）

第9条 通信業務管理者は、消防緊急情報システム等の故障により、前条の出動指令が到達しないときは、他の有効な手段により、確実に出動指令を行わなければならない。

（現場指示）

第10条 指揮本部は、消防隊が災害活動のために出動したと認めたときは遅滞なく、次の各号のうち、災害通報の受信時に得られた情報について、音声その他の手段により指示するものとする。

- (1) 災害場所及び状況
- (2) 負傷者等の人数及び状況
- (3) 三大危険情報（活動危険情報、人命危険情報、延焼危険情報）
- (4) その他、現場活動に必要と認められる情報

2 指揮本部からの現場指示は、原則として総括指揮者又は中隊指揮若しくは小隊指揮を行う現場指揮権（西宮市警防規程（平成24年西消局訓令第4号。以下「警防規程」という。）第10条に定める現場指揮権をいう。）を有する指揮者（以下「現場指揮者」という。）が開局送信したとき、又は指揮本部が必要と認めたときに行う。

3 前項の現場指示を傍受した無線局のうち最上位の者は、指示内容について解信しなければならない。

（現場報告）

第11条 警防活動を行う現場指揮者は、災害現場の状況について、随時指揮本部に報告しなければならないものとし、現場報告要領は、別表第5のとおりとする。

（消防団への出動要請）

第12条 消防団への出動要請は、原則として消防緊急情報システムを活用するもの

とする。ただし、消防緊急情報システム等の故障により活用できない場合は、他の有効な手段により、出動要請を行うものとする。

第3節 無線通信等

(移動局間通信)

第13条 移動局間で直接交信を行おうとするときは、指揮本部の許可を得なければならない。ただし、次の各号に定める場合を除く。

- (1) 災害現場に現場指揮本部が設置され、かつ指揮本部との有効な通信手段が確保された後において、総括指揮者等（警防規程第11条第7項に定める総括指揮者等をいう。）が移動局間の交信を必要と認めたとき。
- (2) 基地局の不感地帯にある移動局と他の移動局が交信するとき。
- (3) 署活動用無線機（400MHz帯の携帯型無線機）によって交信するとき。
- (4) その他、通信業務管理者が必要と認めたとき。

(移動局の使用波)

第14条 通常時における移動局の使用波は、警防系は活動波1、救急系は活動波3とし、無線波の切替えは故障の場合を除き、原則として指揮本部からの指示によるものとする。

- 2 移動局が無線波切替えを必要と認めたときは、指揮本部の許可を得て切替えることができる。ただし、人命危険に関わる緊急通信の場合は、この限りでない。
- 3 火災発生又は救助事案発生に伴う出動のとき、救急系の移動局は、警防系の活動波へ切替えるものとする。

(無線局の識別名称)

第15条 同一内容の通信を複数の移動局に対して指示する必要があるときは、次の識別名称を用いるものとする。

- (1) 各局 同一の通信系を構成する無線局のすべてを呼出す名称をいう。
- (2) 各移動 同一の通信系を構成する移動局のすべてを呼出す名称をいう。
- (3) 各隊 同一の通信系を構成する移動局のうち、災害出動中の車載型移動局のすべてを呼出す名称をいう。

(無線通信要領)

第16条 無線通信は、次の各号を基本とし、無線通信要領は、別表第6のとおりとする。

- (1) 通信を開始しようとするときは、他の通信に混信を与えないことを確かめてから電波を発射すること。
- (2) 相手の無線局を呼出すときは、自局の識別信号を付すこと。
- (3) 応答、通話の後には「どうぞ」を付すこと。
- (4) 交信内容に解信するときは「了解」とする。
- (5) 呼出し局が通信の最後に「以上」を付して通信を終了すること。
- (6) 通常の会話速度の保持に配慮すること。

(障害発生時の措置)

第 17 条 規程第 19 条に規定する必要な措置は、次の各号のとおりとする。

- (1) 119 番通報等、災害受信体制の確保
- (2) 代替通信手段を用いる等、命令伝達系統の確保
- (3) 消防署及び消防分署（以下「消防署等」という。）との連絡体制の確保
- (4) 町別直近隊編成に伴う帰署指示等、災害出動体制の確保
（通信手段の確保）

第 18 条 移動局は、指揮本部との交信が山間部、高層建物群、建物内等の地理的条件又は周囲の環境に影響される場合、発信場所の移動、出力のある無線機への切替え若しくは有線電話設備その他有効な通信手段を講じ、通信の確保に努めなければならない。

（人命危険に関わる緊急通信）

第 19 条 人命危険に関わる緊急通信を行うときは、通話の前に「至急、至急」の語を付さなければならない。

- 2 緊急通信を傍受した他の無線局は、当該通信が有効に指揮本部又は現場指揮本部に到達できるよう配慮しなければならない。

（無線略語の使用）

第 20 条 無線通信に通常用語を用いることが業務遂行に支障を及ぼすおそれがあるときは、別表第 7 に定める略語を用いるものとする。

（署活動用無線機の運用）

第 21 条 署活動用無線機の運用要領は、第 16 条の要領に準じるほか、次の各号のとおりとする。

- (1) 現場活動に関する情報伝達を主とし、同一災害に出動した隊員相互間の通信を原則とする。
- (2) 使用波は次のいずれかに該当するとき、切替えることができる。
 - ア 各級指揮者が特に必要と認めたとき。
 - イ 訓練等で、事前の調整がなされているとき。

（消防団の通信施設）

第 22 条 消防団の分団長に、所管する消防分団の通信施設について、適切な管理と運用を図るよう協力を求めるものとする。

（消防団の無線使用波）

第 23 条 消防団の消防車両に積載する移動局は、活動波 4 を使用する。

第 4 節 一般業務通信

（一斉通報）

第 24 条 気象情報の伝達等、同一内容を消防局及び消防署等へ通報する必要がある場合は、消防局及び消防署等の放送設備により行うものとし、一斉通報要領は、別表第 8 のとおりとする。ただし、21 時から翌 6 時の間においては、署所端末装置をもって伝達するものとする。

（時間調整）

第 25 条 指揮本部内の時計は、日本標準時と同一になるようにし、原則として毎日 9 時 05 分に時間調整を行わなければならない。

(指令回線の試験通信)

第 26 条 通信業務管理者は、指令回線の機能試験のため、原則として、毎日 9 時 05 分から試験通信を行わなければならないものとし、指令回線の試験通信要領は、別表第 9 のとおりとする。

(無線局の試験通信)

第 27 条 通信業務管理者は、無線局の機能試験のため、原則として、毎日 9 時 05 分から試験通信を行わなければならないものとし、無線局の試験通信要領は別表第 10 のとおりとする。なお、各無線局の試験日は別に定める。

2 署活動用無線機の試験通信は、それぞれの所属において行うものとする。

3 無線局の定時試験通信（移動局間で行うものは除く。）を行ったときは、定時試験通信結果表（様式第 1 号）に結果を記録するものとする。

(車両運用端末装置による運用要領)

第 28 条 消防車両は、出動時又は移動業務等により、配置される消防署等を離れる際は、車両運用端末装置を起動し、操作しなければならない。

2 車両運用端末装置は毎週 1 回以上、データの更新作業を行わなければならない。

3 指揮本部は、車両運用表示盤等により、消防車両の動態及び現在位置を、常に把握しておかななければならない。

4 車両運用端末装置の動態登録要領は、別表第 11 のとおりとする。

第 3 章 記録

(出動指令等の記録)

第 29 条 通信指令員は、災害の覚知方法、覚知等の時刻、通報者氏名、通報内容を次の各号に定める発信票に記録しなければならない。

(1) 火災・救助・その他災害指令発信票（様式第 2 号、様式第 2 号の 2、様式第 2 号の 3、様式第 2 号の 4）

(2) 救急指令発信票（様式第 3 号）

(災害状況等の記録)

第 30 条 指令課長は、119 番通報による災害通報及び無線交信の内容を記録媒体に記録し、録音記録簿（様式第 4 号）に必要事項を記載して、1 年間保存するものとする。

2 指令課長は、必要に応じて高所カメラ及び現場映像情報伝送装置等の映像を記録媒体に記録し、録画記録簿（様式第 5 号）に必要事項を記載して、1 年間保存するものとする。

(映像情報等の利用)

第 31 条 所属長（規程第 4 条第 3 項に規定する所属長をいう。以下同じ。）は、消防緊急情報システム又は指揮本部において作成、記録された映像情報等の提供を受けようとするときは、指令課長に、映像情報等利用申請・提供書（様式第 6 号）

により、申請しなければならない。

- 2 前項の規定により入手した映像情報等は、所属において厳重に管理するものとし、事務所等以外への持出しのほか、申請時の利用目的外での使用、データの複製及び他の所属等、第三者への提供等を行ってはならない。

第4章 保守管理

(通信保守担当者の報告)

第32条 所属長は、規程第7条の規定により、毎年4月に通信保守担当者を選任し、通信保守担当者選任・変更報告書(様式第7号)により、通信業務管理者に報告しなければならない。また、変更したときも同様とする。

(点検の種類)

第33条 通信施設の点検は、次のとおりとする。

- (1) 毎日点検
- (2) 定期点検
- (3) 臨時点検

(毎日点検)

第34条 通信業務管理者及び所属長は、通信保守担当主任又は通信保守担当者に、毎日1回以上その所属における通信施設の点検を行わせ、その結果を通信施設点検引継簿(指令課にあっては様式第8号、警防課(整備センターを除く。)、消防署等にあっては様式第9号)に記録させなければならない。

- 2 毎日点検を行った通信保守担当主任及び通信保守担当者は、交替制勤務の交替時に当務となる通信保守担当者等に対して、通信施設の点検結果その他必要事項の引継ぎを行わなければならない。

(定期点検)

第35条 通信業務管理者は、毎月1回以上消防署等に配置した無線機等の機能、破損、汚損状態その他の管理状況について点検を行い、結果を無線局月例点検票(様式第10号)に記載しなければならない。

- 2 前項の点検を行った通信業務管理者は、故障等を発見したときは、その結果を所属長に報告するとともに、適切な措置を講じなければならない。
- 3 通信業務管理者は、通信施設で法定資格を必要とする点検については、その資格を有する者に委託し、定期的に点検を行わせなければならない。

(臨時点検)

第36条 通信業務管理者は、通信施設に障害が発生した場合、直ちに点検を行い、その復旧に努めなければならない。

(保守整備)

第37条 通信業務管理者は、法令に定められた基準に従い、通信施設の保守管理のため必要な整備を行わなければならない。

(臨時の試験通信)

第38条 指令回線の試験通信を臨時に行うときは、事前に相手方にその旨を通知す

るものとする。

- 2 基地局が無線局の試験通信を臨時に行うときは、事前に相手局にその旨を通知するものとし、移動局が試験通信を行うときは、相手局の了解を得なければならない。

(修理等の依頼)

第 39 条 所属長は、通信施設の修理等を受けようとするときは、通信施設修理等依頼書（様式第 11 号）により通信業務管理者に依頼しなければならない。

- 2 通信業務管理者は、前項の依頼に基づく修理等が完了したときは、通信施設修理等完了通知書（様式第 12 号）により所属長に通知するものとする。

(事故発生時の措置)

第 40 条 通信業務従事者は、通信施設に障害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、応急措置を行うとともに、直ちに所属長に報告しなければならない。

- 2 通信業務従事者は、通信施設の損傷、亡失事故等が発生したときは、直ちに事故内容、発生原因等を記録し、所属長に報告しなければならない。
- 3 所属長は、前項による報告を受けたときは、通信業務管理者の指示に従い、その内容を通信施設修理等依頼書又は通信施設損傷（亡失）報告書（様式第 13 号）により通信業務管理者に報告しなければならない。ただし、通信業務管理者が重大な事故等と認める場合は、通信施設損傷（亡失）報告書により消防局長へ報告するものとする。

第 5 章 訓練、研修

(種別)

第 41 条 規程第 20 条に規定する訓練、研修の種別は次のとおりとする。

- (1) 新規異動者研修

新たに指令課に着任した職員に対し、別に定めるカリキュラムに従い研修を実施し、通信業務に必要な不可欠な知識及び技術の習得を図る。

- (2) 機器取扱訓練

通信施設の取扱い及び災害対応を想定した通信訓練を実施し、各種機器の迅速的確な運用及び通信指令技術の向上を図る。

- (3) 事例検討会

各種災害時における指令課の対応を振り返り、災害対応能力の向上を図る。

- (4) マニュアル指令訓練

障害発生時の的確な機器の運用をはじめとする通信業務の円滑な遂行を確保し、消防緊急情報システム停止時の危機管理能力の向上を図る。

- (5) 非常招集伝達訓練

有事における非常招集の送出及び応答要領の習熟を図る。

- (6) 北消防署集中受信訓練

通信指令員の迅速的確な可搬型指令システムへの切替え、北消防署員の迅速的確な集中受信体制への移行及び災害受信処理要領の習得を図る。

(7) その他研修

必要に応じて実施し、通信業務能力の向上を図る。

(報告)

第 42 条 前条の訓練、研修を実施した場合、その指揮者は実施結果を指令課長に報告しなければならない。

第 6 章 帳票

(帳票の備付)

第 43 条 通信業務管理者は、様式第 14 号及び様式第 15 号に定める帳票を備え、通信施設に関する実態を把握、整理しておかなければならない。

付 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から実施する。

(暫定措置)

2 この要綱の実施の際、西宮市消防通信管理要綱の帳票で趣旨を同じくするものは、当分の間、この要綱により作成されたものとみなす。

付 則

この要綱は、平成 27 年 12 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から実施する。

付 則

この要綱は、令達の日から実施する。

付 則

この要綱は、令達の日から実施し、令和 3 年 4 月 20 日から適用する。